

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月4日
【届出者の氏名又は名称】	三菱UFJニコス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都文京区本郷三丁目33番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号(秋葉原UDX)
【電話番号】	03(3811)3111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部 ペイメント戦略推進部長 加藤 良介
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	三菱UFJニコス株式会社 (東京都文京区本郷三丁目33番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、三菱UFJニコス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、全保連株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年2月17日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である2025年2月17日付公開買付開始公告につきまして、金融庁長官から2025年3月3日付で銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。)第52条の23第3項に基づく認可を取得したことから、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

(訂正前)

< 前略 >

銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第52条の23第3項

公開買付者の親会社であるMUFGは、銀行法第2条第13項で定義される銀行持株会社であり、対象者が20.03%の議決権を保有する沖縄バスケットボール株式会社は、他業銀行業高度化等会社(銀行法第52条の23第1項第14号)に該当するため、本株式取得により対象者がMUFGの銀行法第2条第8項で定義される子会社となりうることから、MUFGは対象者と合算して他業銀行業高度化等会社である沖縄バスケットボール株式会社の基準議決権数(銀行法第52条の24第1項で定義される総株主等の議決権の100分の15を乗じて得た議決権の数をいいます。)を超える議決権を取得しようとするときに該当し、MUFGが、銀行法第52条の23第3項により、あらかじめ金融庁長官の認可(以下「本認可」といいます。)を受けることが必要となります。MUFGは、金融庁長官に対して、本株式取得に関して、既に金融庁長官に対する事前相談は行っておりますが、手続上は、本公開買付けの開始以後、速やかに金融庁長官に対し、本認可の正式申請を行う予定です。なお、MUFGが金融庁長官から本認可を取得した場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

< 前略 >

銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第52条の23第3項

公開買付者の親会社であるMUFGは、銀行法第2条第13項で定義される銀行持株会社であり、対象者が20.03%の議決権を保有する沖縄バスケットボール株式会社は、他業銀行業高度化等会社(銀行法第52条の23第1項第14号)に該当するため、本株式取得により対象者がMUFGの銀行法第2条第8項で定義される子会社となりうることから、MUFGは対象者と合算して他業銀行業高度化等会社である沖縄バスケットボール株式会社の基準議決権数(銀行法第52条の24第1項で定義される総株主等の議決権の100分の15を乗じて得た議決権の数をいいます。)を超える議決権を取得しようとするときに該当し、MUFGが、銀行法第52条の23第3項により、あらかじめ金融庁長官の認可(以下「本認可」といいます。)を受けることが必要となります。MUFGは、金融庁長官に対して、本株式取得に関する本認可の申請を行い、2025年3月3日付で、本認可を取得しております。なお、本認可には公開買付者が同意できない条件(銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。)は付されておられません。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

独占禁止法

許可等の日付 2025年1月31日(排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第119号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
公経企第120号(取得禁止期間の短縮の通知書の番号)

(訂正後)

独占禁止法

許可等の日付 2025年1月31日(排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第119号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
公経企第120号(取得禁止期間の短縮の通知書の番号)

銀行法第52条の23第3項

許可等の日付 2025年3月3日

許可等の番号 金監督第264号

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合はいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁長官から本認可を受けることができなかった場合、金融庁長官から本認可を受けたものの、本認可に公開買付者が同意できない条件(銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合はいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

公開買付届出書の添付書類

(1) 2025年2月17日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、金融庁長官から銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第52条の23第3項による認可(以下「本認可」といいます。)を受けることができなかった場合、金融庁長官から本認可を受けたものの、本認可に公開買付者が同意できない条件(銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

銀行法第52条の23第3項に基づき、2025年3月3日付で金融庁長官から本認可を取得したため、府令第13条第1項第9号の規定による書面として、金融庁長官から受領した同日付の認可証を本書に添付いたします。